新	旧
2023年9月12日制定	2023年9月12日制定

2024年2月28日制定

第1条~第22条 (略)

(交付決定の取消し等)

- 第23条 商工会議所地区事務局は、第15条の補助事業の中止もしくは 廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第9 条第2項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更する ことができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本規程または法令もしくは本規程に基づく商工会議所地区事務局の処分または指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3)補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5)補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載 事項が真正でないことが判明した場合。
 - (6)補助事業者が、第31条に定める誓約事項に反していることが判明した場合。
 - (7)補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合。
 - (8)補助事業者が、第18条に定める期限内に、様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。

第1条~第22条 (略)

(交付決定の取消し等)

- 第23条 商工会議所地区事務局は、第15条の補助事業の中止もしくは 廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第9 条第2項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更する ことができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本規程または法令もしくは本規程に基づく 商工会議所地区事務局の処分または指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3)補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5)補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
 - (6)補助事業者が、第31条に定める誓約事項に反していることが判明した場合。
 - (7)補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を 完了しなかった場合。
 - (8)補助事業者が、第18条に定める期限内に、様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。

新

- 2 商工会議所地区事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該 取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付し て当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 商工会議所地区事務局は、第1項第1号から第3号まで又は第5号から第8号の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第21条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第24条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11-1による「取得財産 等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第18条第 1項に定める実績報告書に様式第11-2による「取得財産等管理明細 表」を添付しなければならない。
- 4 商工会議所地区事務局は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残 存簿価相当額または鑑定評価額もしくは処分により得られた収入額また は見込まれる収入額の全部もしくは一部を商工会議所地区事務局に納付 させることがある。

- 2 商工会議所地区事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 商工会議所地区事務局は、<u>前項の返還を命ずる場合には、第1項第4</u> <u>号に規定する場合を除き、</u>その命令に係る補助金の受領の日から納付の 日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加 算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第21条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第24条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11-1による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第18条 第1項に定める実績報告書に様式第11-2による「取得財産等管理明 細表」を添付しなければならない。
- 4 商工会議所地区事務局は、補助事業者が取得財産等を処分する<u>ことにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の</u>全部もしくは一部を商工会議所地区事務局に納付させることがある。

新	IΒ
第25条~第32条 (略)	第25条~第32条 (略)
附 則 この規程は、2023年9月12日から施行する。 <u>附 則</u> この規定の一部改正は、2024年2月28日から施行する。	附 則 この規程は、2023年9月12日から施行する。
別表(略)	別表 (略)
別紙(略)	別紙(略)
様式及び別紙一覧 (略)	様式及び別紙一覧 (略)
様式第1~様式第13 (略)	様式第1~様式第13 (略)
(様式第14) 年 月	(様式第14)
商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中	商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
住 所	住 所
名 称 代表者の役職・氏名 印	名称
NXAVXM PA	代表者の役職・氏名 印

新	旧			
小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書 小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程第29条の規定に基づき、 下記のとおり報告します。	小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書 小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程第29条の規定に基づき、 下記のとおり報告します。			
記	記			
1.補助事業名(補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)小規模事業者持続化補助金事業(20●年 月 日交付決定(第●回受付締切分))	1.補助事業名(補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)小規模事業者持続化補助金事業(20●年 月 日交付決定(第●回受付締切分))			
 2.報告する期間 *補助事業終了日:20●年 月 日 【事業効果等状況報告期間】 20●年 月 (補助事業終了日の翌月)から1年間 	 2.報告する期間 *補助事業終了日:20●年 月 日 【事業効果等状況報告期間】 20●年 月 (補助事業終了日の翌月)から1年間 			
3. 実施した事業の概要 (1) 補助事業者名(補助事業実施時の名称。)	3. 実施した事業の概要 (1) 補助事業者名(補助事業実施時の名称。)			
(2)補助事業名	(2)補助事業名			
(3)補助事業終了後の進捗・展開状況	(3)補助事業終了後の進捗・展開状況			
(4)補助事業終了から1年間の事業成果(概要)	(4) 補助事業終了から1年間の事業成果(概要)			

新				旧				
(5)補助事業がもたらした効果等			(5)補助事業	(5) 補助事業がもたらした効果等				
a. 売上高、売上総利益【すべての補助事業者が対象】			a . 売上高、	a. 売上高、売上総利益【すべての補助事業者が対象】				
(単位:千円)						(単位:千円)		
項目	①申請前	②補助事業終了後	増減額 [②-①]	項目	①申請前	②補助事業終了後	増減額 [②-①]	
売上高				売上高				
売上総利益				売上総利益				
※「①申請前」には、本補助金への応募時の「公募要領・様式2(経営計画書)」 ※「①申請前」には、本補助金への応募時の「公募要領・様式2(経営計画							様式2(経営計画書)」	
に記載した「直近1期(1年間)」の金額をご記入ください。					に記載した「直近1期(1年間)」の金額をご記入ください。			
※「②補助事業終了後」には、上記2.の【事業効果等状況報告期間(1年間)】 ※				※「②補助事業	※「②補助事業終了後」には、上記2.の【事業効果等状況報告期間(1年間)】			
の金額をご記入ください。			の金額をご記	の金額をご記入ください。				
b. 事業場内最低賃金【応募時に賃金引上げ枠で申請し、補助金の支払いを受 b. 事業場内最低賃金【応募時に賃金引上げ枠で申請し、補助						し、補助金の支払いを		
けた補助事業者が対象】			受けた補助事業者が対象】					
(単位:円)				(単位:円)				
	実績報告書提出	事業効果等状況	「地域別最低賃金」		実績報告書提出	事業効果等状況	「地域別最低賃金」	
項目	時の直近 1 か月	報告期間の最終	からの上乗せ額	項目	時の直近 1 か月	報告期間の最終	からの上乗せ額	
	時点	月時点	[4-2]		時点	月時点	[4-3]	
地域別最低賃	金 ①	2	_	地域別最低賃	· 金 ①	3		
事業場内最低金	③	4		事業場内最低金	:賃 ②	4		
※本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類(賃金台帳の写し等)のご提出を求め ※本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類(賃金台						処書類(賃金台帳の2	写し等)のご提出を求	

※本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類(賃金台帳の写し等)のご提出を求 めることがあります。

<u>c.</u> 常時使用する従業員の数【応募時に卒業枠で申請し、補助金の支払いを受けた補助事業者が対象】

<u>ることがあります。</u>

c. 常時使用する従業員の数【応募時に卒業枠で申請し、補助金の支払いを 受けた補助事業者が対象】

新			旧				
	(単位:人)			(単位:人)			
項目	実績報告書 提出時の直 近1か月時 点	事業効果等状況報告期 間の最終月時点	増減数 [②一①]	項目	実績報告書 提出時の直 近1か月時 点	事業効果等状況報告期 間の最終月時点	増減数 [②一①]
常時使用する 従業員の数 (※1)	1)	2		常時使用する 従業員の数 (※1)	1	2	
主たる業種 (※2) いずれかにチ ェックを入れ てください。	□ サービス □ 製造業・			主たる業種 (※2) いずれかにチ ェックを入れ てください。	1 製造業・その他		
を求めることが	A:農業・林業 B:漁業 C:鉱業・採石業・砂利採取業 D: 建設業 E:製造業 F:電気・ガス・熱供給・水道業 G:情報 通信業 H:運輸業・郵便業 I:卸売業・小売業 J:金融業・ 保険業 K:不動産業・物品賃貸業 L:学術研究・専門・技術 サービス業 M:宿泊業・飲食サービス業 N:生活関連サー ビス業・娯楽業 0:教育・学習支援業 P:医療・福祉 Q: 複合サービス事業 R:サービス業(他に分類されないもの) ご提出の際に、併せて証拠書類(労働者名簿の写し等)のご提出 があります。 定については応募時の公募要領を参照ください。			出を求めること	A:農業・林業 B:漁業 C:鉱業・採石業・砂利採取業 D:建設業 E:製造業 F:電気・ガス・熱供給・水道業 G:情報通信業 H:運輸業・郵便業 I:卸売業・小売業 J:金融業・保険業 K:不動産業・物品賃貸業 L:学術研究・専門・技術サービス業 M:宿泊業・飲食サービス業 N:生活関連サービス業・娯楽業 0:教育・学習支援業 P:医療・福祉 Q:複合サービス事業 R:サービス業(他に分類されないもの)ご提出の際に、併せて証拠書類(労働者名簿の写し等)のご提とがあります。 定については応募時の公募要領を参照ください。		